

○稚内市暴力団の排除の推進に関する条例

平成26年3月14日条例第7号

稚内市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に

協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、公共事業等（市の発注する建設工事、事務又は事業をいう。以下同じ。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する公共事業等に係る入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報提供に対する措置等)

第9条 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は関係する機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による情報の提供があったときは、当該情報を警察に対し提供するものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、並びに暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第12条 市民及び事業者は、債権の回収又は紛争の解決に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第13条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は相当の対償を受けることなく暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報の収集及び提供)

第14条 実施機関（稚内市個人情報保護条例（平成12年稚内市条例第48号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要な最小限度の範囲に限り、個人情報（稚内市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例により暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要な最小限度の範囲に限り、警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認を求めることができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。